政策・総務・財政委員会
配付資料
平成29年12月13日
総務局

市第63号議案　横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部改正

1　趣旨

(1)　横浜市一般職職員の分限に関する条例第４条において引用している教育公務員特例法施行令の一部改正により、条文の不一致が生じたため、補正を行います。

(2)　休職期間について、一般疾患（結核性疾患以外の疾患）では最長３年、結核性疾患では最長４年と差があるため、本市での運用実態や、国や他自治体の状況を踏まえ見直しを行い、全ての事由による休職期間を最長３年で統一します。

＜表＞横浜市一般職職員の分限に関する条例第４条

現行	改正後（案）
第４条　第２条第１号及び第３号から第５号までの規定に該当する場合における休職の期間は、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第14条第１項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び（１）教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第６号）第10条第２項において準用される場合を含む。）の規定による場合を除くほか、３年を超えない範囲において、必要に応じ、個々の場合において任命権者が定める。（２）－①但し、結核性疾患により休職を命ぜられた者に対しては、任命権者が特に必要があると認めたときは、１年以内休職の期間を延長することができる。	第４条　第２条第１号及び第３号から第５号までの規定に該当する場合における休職の期間は、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第14条第１項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第６号）第９条第２項において準用される場合を含む。）の規定による場合を除くほか、３年を超えない範囲において、必要に応じ、個々の場合において任命権者が定める。
２　前項の期間は、通算して３年（２）－②（但し書に該当する場合は４年）を超えない範囲において、引続き更新することができる。	２　前項の期間は、通算して３年を超えない範囲において、引き続き更新することができる。
３～４　（略）	３～４　（略）

2　施行日

公布の日から施行します。